

令和6年第3回

田辺周辺広域市町村圏組合

議会定例会会議録

令和6年11月25日

令和6年第3回田辺周辺広域市町村圏組合議会定例会会議録

- 1 招 集 令和6年第3回田辺周辺広域市町村圏組合議会定例会が  
西牟婁総合庁舎4階大会議室に於いて招集された。
- 1 開 会 令和6年11月25日(月)午後2時00分
- 1 閉 会 令和6年11月25日(月)午後2時46分
- 1 議員定数 15名
- 1 出席議員 15名 その氏名は次のとおりである。
- |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 尾花 功   | 2番  | 橘 智史  |
| 3番  | 前田 かよ  | 4番  | 福榮 浩義 |
| 5番  | 北田 健治  | 6番  | 安達 克典 |
| 7番  | 佐井 昭子  | 8番  | 原田 覚  |
| 9番  | 出口 晴夫  | 10番 | 溝口耕太郎 |
| 11番 | 廣畑 敏雄  | 12番 | 松井 孝恵 |
| 13番 | 家根谷美智子 | 14番 | 岡本 克敏 |
| 15番 | 間所 正好  |     |       |
- 1 欠席議員 0名
- 1 当局出席者
- |      |       |         |       |
|------|-------|---------|-------|
| 管理者  | 真砂 充敏 | 副管理者(代) | 原口 永  |
| 副管理者 | 奥田 誠  | 理 事     | 大江 康弘 |
| 理 事  | 山本 秀平 | 会計管理者   | 岡本 裕文 |
| 監査委員 | 佐向 弘充 |         |       |
- 1 職務のため議場に出席した者の職氏名
- |      |       |       |        |
|------|-------|-------|--------|
| 事務局長 | 清水 真己 | 事務局主任 | 古久保 雅之 |
|------|-------|-------|--------|

## 議事日程

日程第1 議席の指定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 3定選挙第1号 副議長の選挙について

日程第5 3定選任第1号 副管理者の選任について

日程第6 3定議案第1号 田辺周辺広域市町村圏組合公告式条例の一部改正について

日程第7 3定議案第2号 令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算について

日程第8 3定議案第3号 令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算について

日程第9 3定議案第4号 令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計歳入歳出決算について

(開会 午後2時00分)

議長(尾花 功君)

: それでは、地方自治法による定足数に達しておりますので、ただいまから、本日招集の令和6年第3回田辺周辺広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。  
日程に入るに先立ち、管理者から本定例会招集の挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。管理者 真砂 充敏君。

管理者(真砂充敏君)

: 本日、令和6年第3回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、何かとお忙しい中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。  
また平素は、当組合の運営につきまして多大な御協力を賜っておりますこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げる次第でございます。  
さて本日の組合議会をお願いいたしますのは、副議長の選挙と副管理者の選任について、それから「当組合公告式条例の一部改正について」並びに、「令和5年度の一般会計及び二つの特別会計の決算」についてでございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。誠に簡単ではございますが、招集の御挨拶とさせていただきます。

議長(尾花 功君)

: それでは、お手元に配布の日程により、本日の会議を開きます。  
この場合、議事進行上、仮議席を指定いたします。仮議席はただいま着席の議席といたします。  
それでは、前回の議会以降、本組合議会議員になられました方々と本組合理事に就任されました方を事務局から御紹介いたさせます。事務局長 清水 真己君。

事務局長(清水真己君)

: それでは、命によりまして、わたくしの方から御紹介を申し上げます。前回の議会以降、みなべ町において議員選挙が行われ、組合議員の交代がございましたので仮議席順に御紹介申し上げます。みなべ町議会議長 原田 覚議員。みなべ町議会副議長 出口 晴夫議員。  
それから、みなべ町長選挙で当選された山本 秀平町長が、当組合理事に就任されておりますので御紹介申し上げます。  
以上でございます。

議長(尾花 功君)

: それでは、日程に入ります。まず、日程第1「議席の指定」を行います。  
新しく議員に就任されました方の議席を田辺周辺広域市町村圏組合議会会議規則第3条第2項の規定により、8番 原田 覚君。9番 出口 晴夫君。以上をもって議席の指定をいたしました。  
続いて、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。当組合議会会議規則第87条の規定により、本定例会の会議録署名議員として、10番 溝口 耕太郎君、11番 廣畑 敏雄君、以上の2人の諸君を、また会議録署名の予備議員として、12番 松井 孝恵君を指名いたします。  
続いて、日程第3「会期の決定について」を上程いたします。お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日間といたします。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(尾花 功君)

: 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

続いて、日程第4 3定選挙第1号「副議長の選挙」を行います。当組合議会の副議長が、現在、欠員となっておりますので行うものであります。選挙の方法につきましては、従来から地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法を用いています。

この場合、お諮りいたします。今回の副議長の選挙の方法につきましても、指名推薦により行います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(尾花 功君)

: 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

さらに、お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長を指名人として指名することにいたします。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(尾花 功君)

: 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは指名をいたします。従前の副議長は、みなべ町議会議長にお願いしてきておりますので、今回も慣例に従い、副議長には、原田 覚君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました原田 覚君を副議長の当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(尾花 功君)

: 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました原田 覚君が副議長に当選されました。

原田 覚君に通告いたします。あなたは、選挙の結果、副議長に当選されましたので、当組合議会会議規則第30条第2項の規定により、本席から告知いたします。

この場合、当選人から発言を求められておりますのでこれを許可いたします。原田 覚君。

副議長(原田 覚君)

: お許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。ただいま、議員の皆様方に御同意を賜りまして当組合議会の副議長に就任をさせていただきました。心より御礼を申し上げます。

誠に光栄ではございますけれども、同時に責任の重さを痛感しているところでございます。組合議会もこれまで以上に広域的な諸課題の解決に向け、より一層連携を密にして取り組んでいかなければと、そのように考えてございます。

今後とも皆様方の御指導、御協力をお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

議長（尾花 功君）

： 続いて、日程第5 3定選任第1号「副管理者の選任について」を上程いたします。提出者の説明を求めます。管理者 真砂 充敏君。

管理者（真砂充敏君）

： ただいま上程されました「副管理者の選任」につきましては、現在、2名の副管理者のうち1名が欠員となっておりますので、当組規約第8条第2項の規定により副管理者の選任をお願いするものであります。どうかよろしく願い申し上げます。以上でございます。

議長（尾花 功君）

： 提出者の説明が終わりました。この場合、お諮りいたします。選任の方法については、これまでの慣例に従い議長に御一任願います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（尾花 功君）

： 異議がないようですので、議長に一任願います。  
さらにお諮りいたします。本件は議長において指名し、選任します。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（尾花 功君）

： 異議がないようですので、議長に一任願います。  
それでは指名いたします。副管理者には、上富田町長の奥田 誠君を指名いたします。  
この場合、お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました、上富田町長 奥田 誠君を副管理者に選任することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（尾花 功君）

： 異議なしと認めます。よって副管理者には、上富田町長 奥田 誠君を選任することに決しました。  
ただいま、選任されました副管理者 奥田 誠君から挨拶のため発言を求められておりますのでこれを許可します。副管理者 奥田 誠君。

副管理者（奥田 誠君）

： お許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。ただいま、議員の皆様方に選任の御同意を賜りました。心より御礼申し上げます。  
議員の皆様方の御指導を賜りながら、真砂管理者をはじめ皆様と共に広域的な諸課題の解決に向けて取り組んでまいりたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（尾花 功君）

： 続いて、日程第6 3定議案第1号「田辺周辺広域市町村圏組合公告式条例の一部改正について」を上程いたします。提出者の説明を求めます。管理者 真砂 充敏君。

管理者（真砂充敏君）

： ただいま、上程されました3定議案第1号「田辺周辺広域市町村圏組合公告式条例の一部改正」につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものです。詳細につきましては、担当職員から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

議長（尾花 功君）

： 続いて補足説明を求めます。事務局主任 古久保雅之君。

事務局主任（古久保雅之君）

： それでは議案書に基づきまして、補足説明を行います。議案書の1ページ及び2ページをお願いします。

「田辺周辺広域市町村圏組合公告式条例の一部改正」についてであります。本件につきましては、田辺市役所の位置が、新屋敷町1番地から東山一丁目5番1号に変更となったことに伴い、田辺周辺広域市町村圏組合公告式条例に規定する掲示場の場所について、現行の田辺市新屋敷町1番地から田辺市東山一丁目5番1号に改定するものです。

以上で、3定議案第1号の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（尾花 功君）

： 以上で、事務局の説明は終了しました。  
これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（尾花 功君）

： 質疑なしと認めます。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（尾花 功君）

： 討論なしと認めます。  
これより、ただいま議題となっております3定議案第1号の採決に入ります。  
それでは、3定議案第1号「田辺周辺広域市町村圏組合公告式条例の一部改正」について、お諮りいたします。  
議案第1号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（尾花 功君）

： 異議なしと認めます。よって、2定議案第1号は、可決いたしました。  
続いて、日程第7 3定議案第2号 「令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算について」から、日程第9 3定議案第4号「令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺

広域休日急患診療所特別会計歳入歳出決算について」まで、以上3件を一括上程いたします。提出者の説明を求めます。管理者 真砂 充敏君。

管理者（真砂充敏君）

： 3定議案第2号「令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算について」から3定議案第4号「令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計歳入歳出決算について」までの議案3件は、いずれも令和5年度における各種会計の決算で、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものです。

詳細につきましては、担当職員から説明いたさせますので、御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（尾花 功君）

： 続いて補足説明を求めます。事務局主任 古久保雅之君。

事務局主任（古久保雅之君）

： 議案書に基づいて、御説明をさせていただきます。

まず、3ページから17ページまでの一般会計歳入歳出決算についてです。

議案書の5ページをお願いします。詳細につきましては、7ページ以降の事項別明細書で御説明いたしますので、ここでは合計のみの説明とさせていただきます。

では、まず5ページの歳入における合計でございますが、予算現額が4,473万円、調定額と収入済額がともに4,732万4,060円、不納欠損額、収入未済額ともに0円、したがって、予算現額と収入済額との比較は259万4,060円となっております。

続いて、6ページをお願いします。歳入に対する歳出であります。歳出合計につきましては、予算現額4,473万円に対し、支出済額3,983万6,405円、翌年度繰越額0円、したがって、不用額及び予算現額と支出済額との比較は489万3,595円でございます。この結果、歳入歳出差引残額は、表の欄外に明記のとおり748万7,655円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

続きまして、次の7ページをお願いします。歳入歳出決算事項別明細書に基づきまして、決算内容を御説明させていただきます。

始めに歳入でございます。1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 総務費負担金の1節 総務管理費負担金でございますが、予算現額2,282万5千円に対し、調定額及び収入済額もともに2,282万5千円であります。また、その下の2目 衛生費負担金の1節 保健衛生費負担金でございますが、予算現額が1,594万4千円に対し、調定額及び収入済額もともに1,594万4千円であります。

そして、次の8ページの3目 文化施設費負担金の、1節 文化施設費負担金でございますが、予算現額が20万円に対し、調定額及び収入済額もともに20万円であります。これらの3目からなる負担金につきましては、それぞれ関係市町から人口割や均等割に基づき負担いただく金額でございますが、別冊の主要施策の成果報告書の4ページに、令和5年度の関係市町負担金の内訳表を掲載しておりますので御参照願います。

次に、2款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金の1節 前年度繰越金でございますが、予算現額576万円に対し、調定額及び収入済額がともに831万8,476円であります。

続いて、次の9ページの3款 諸収入、1項 雑入、1目 雑入の1節 雑入でございますが、予算現額1,000円に対し、調定額及び収入済額はともに3万6,584円であります。

したがって、歳入合計につきましては、9ページの一番下段に記すとおり、予算現額が4,473万円、調定額、収入済額がともに4,732万4,060円、不納欠損額、収入未済額ともに0

円となっております。

続きまして、10ページ歳出でございます。主なものについて、御説明させていただきます。まず、1款 議会費でございます。予算現額113万9千円に対し、支出済額が18万6,164円となっており、不用額は95万2,836円でございます。主な内容といたしましては、組合議員の皆様方への報酬に要した費用でございます。

続きまして、11ページをお願いします。2款 総務費でございます。予算現額2,742万2,000円に対し、支出済額が2,370万6,731円となっており、不用額は371万5,269円であります。主な内容でございますが、11ページから13ページにかけての1目 一般管理費の支出済額1,710万1,231円につきましては、給与等の人件費と組合運営に関する経常経費が主なものとなっております。

また、13ページの2目 企画費の支出済額660万5,500円につきましては、構成市町における新たな一般廃棄物処理施設の整備方針を示す基本構想策定において、委託を行うために要した経費となっております。

続きまして、14ページをお願いします。3款 衛生費でございます。予算現額1,594万4千円に対し、支出済額が1,594万3,510円となっており、不用額は490円であります。内訳といたしましては、輪番病院の医療事故を担保するための賠償責任保険料として8万3,610円、輪番病院における救急医療活動中の医師のけが等を担保するための救急医療活動傷害保険料として24万9,900円、また輪番の4病院に対する補助金が1,561万円でございます。

次に、15ページから16ページにかけての4款 公債費と5款の予備費ともに支出済額が0円となっており、予算現額の全額が不用額となっております。

したがって、歳出合計につきましては、16ページの一番下段に記す予算現額の計4,473万円に対し、支出済額が3,983万6,405円で翌年度繰越額0円、不用額489万3,595円となっているものでございます。

続きまして、17ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額4,732万4千円から歳出総額3,983万6千円を差し引いた歳入歳出差引額は748万8千円となり、翌年度へ繰り越すべき財源が0円であるため、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の748万8千円となります。また、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は0円でございます。

引き続き、18ページから28ページまでのふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

20ページをお願いします。詳細につきましては、22ページ以降の事項別明細書で御説明いたしますので、ここでは合計のみの説明とさせていただきます。では、まず20ページ歳入における合計でございますが、予算現額が2,151万5千円、調定額と収入済額がともに2,864万6,192円、不納欠損額、収入未済額ともに0円、したがって、予算現額と収入済額との比較は713万1,192円となっております。

続いて、21ページをお願いします。歳入に対する歳出であります。歳出合計につきましては、予算現額2,151万5千円に対し、支出済額1,670万9,667円、翌年度繰越額0円、したがって、不用額及び予算現額と支出済額との比較はともに480万5,333円でございます。この結果、歳入歳出差引残額は、表の欄外に明記のとおり1,193万6,525円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

続きまして、次の22ページをお願いします。歳入歳出決算事項別明細書に基づきまして、決算内容を御説明させていただきます。

始めに歳入でございます。1款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 利子及び配当金の1節 利子及び配当金でございますが、予算現額1,711万3千円に対し、調定額及び収入済額ともに1,748万7,433円であります。これは、20億7,200万円の田辺周辺ふるさと市町村圏基金の積

立金利子で、国債等による運用益でございます。

続いて、同じく22ページから23ページにかけての2款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金の1節 前年度繰越金でございますが、予算現額440万2千円に対し、調定額及び収入済額がともに1,115万8,759円であります。

したがって、歳入合計につきましては、23ページの一番下段に記すとおり、予算現額が2,151万5千円で、調定額、収入済額がともに2,864万6,192円、不納欠損額、収入未済額ともに0円となっております。

続きまして、24ページの歳出でございます。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 ふるさと市町村圏事業費でございますが、予算現額2,129万円に対し、支出済額が1,670万9,667円となっており、不用額は458万333円でございます。このふるさと市町村圏事業費は、基金運用益を活用して、圏域の振興整備を図るためソフト事業を展開することを目的としたものでございまして、25ページの18節 負担金補助及び交付金の支出済額1,644万3,177円につきましては、関係市町の広域担当課長で組織された幹事会の審査を経た対象事業に対して助成した経費でございます。なお、令和5年度ふるさと市町村圏事業実績報告書につきましては、別冊の主要施策の成果報告書の5ページに掲載しておりますので御参照願います。

次に、同じく25ページから27ページにかけての2款 公債費と3款の予備費ともに支出済額が0円となっており、予算現額の全額が不用額となっております。

したがって、歳出合計につきましては、27ページの一番下段に記す予算現額の計2,151万5千円に対し、支出済額が1,670万9,667円で翌年度繰越額0円、不用額480万5,333円となっているものでございます。

続きまして、28ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額2,864万6千円から歳出総額1,671万円を差し引いた歳入歳出差引額は1,193万6千円となり、翌年度へ繰り越すべき財源が0円であるため、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の1,193万6千円となります。また、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は0円でございます。

引き続き、29ページから43ページまでの休日急患診療所特別会計歳入歳出決算についてでございます。

恐れ入りますが、31ページをお願いします。詳細につきましては、33ページ以降の事項別明細書で御説明いたしますので、ここでは合計のみの説明とさせていただきます。では、まず31ページ歳入における合計でございますが、予算現額が7,676万7千円、調定額と収入済額がともに1億2,625万4,979円、不納欠損額、収入未済額ともに0円、したがって、予算現額と収入済額との比較は4,948万7,979円となっております。

続いて、32ページをお願いします。歳入に対する歳出であります。歳出合計につきましては、予算現額7,676万7千円に対し、支出済額7,457万1,153円、翌年度繰越額0円、したがって、不用額及び予算現額と支出済額との比較は219万5,847円でございます。この結果、歳入歳出差引残額は、表の欄外に明記のとおり5,168万3,826円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

続きまして、次の33ページをお願いします。歳入歳出決算事項別明細書に基づきまして、決算内容を御説明させていただきます。

始めに歳入でございます。1款 診療事業収入、1項 診療収入、1目 診療報酬収入の1節 診療報酬収入でございますが、予算現額1,734万1,000円に対し、調定額及び収入済額ともに9,477万3,296円で、その内訳としましては、医科分が9,301万4,430円、歯科分が175万8,866円あります。

なお、令和5年度の患者数につきましては、別冊の主要施策の成果報告書の6ページから9ページに掲載しておりますので御参照願います。

続いて、同じく33ページから34ページにかけての2款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 休日急患診療所運営事業費負担金の1節 休日急患診療所運営事業費負担金でございますが、予算現額が4,680万6千円に対し、調定額及び収入済額がともに1,381万円であります。この負担金につきましては、関係市町から負担いただく金額でございますが、このうち、診療所所在地である田辺市への普通交付税算入分600万円を除く781万円につきましては、人口割45パーセント、均等割5パーセント、利用割50パーセントの割合で負担いただいております。負担金の内訳につきましては、別冊の主要施策の成果報告書の10ページに掲載しておりますので御参照願います。

次に、34ページから35ページにかけての3款 使用料及び手数料、1項 手数料、1目 衛生手数料の1節 保健衛生手数料でございますが、予算現額1,000円に対し、調定額及び収入済額はともに0円であります。

続いて、4款 財産収入 1項 財産運用収入 1目 利子及び配当金の1節 利子及び配当金でございますが、予算現額1万円に対し、調定額及び収入済額はともに9,938円あります。これは、休日急患診療所医療機器整備基金の運用に伴う利子収入でございます。

また、次の36ページの5款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金の1節 前年度繰越金でございますが、予算現額1,260万8千円に対し、調定額及び収入済額はともに1,762万2,027万円あります。

続いて、同じく36ページから37ページにかけての6款 諸収入 1項 雑入 1目 雑入の1節 雑入でございますが、予算現額1,000円に対し、調定額及び収入済額はともに3万9,718円あります。

したがって、歳入合計につきましては、37ページの一番下段に記すとおり、予算現額が7,676万7千円で、調定額、収入済額がともに1億2,625万4,979円、不納欠損額、収入未済額もともに0円となっております。

続きまして、38ページ歳出でございます。主なものについて、御説明させていただきます。まず、1款 衛生費でございます。予算現額 7,654万2千円に対し、支出済額が7,457万1,153円となっており、不用額は197万847円あります。主な内容でございますが、まず1項 保健衛生費、1目 診療所費、1節 報酬の支出済額1,738万4,599円でございます。その内訳を御説明いたしますと、まず事務長と事務職員、主任看護師の3名のほか、診療所の開所日に従事していただく看護師や歯科衛生士、調剤助手、医療事務員に対する会計年度任用職員報酬が1,714万4,599円、また診療所管理者報酬が24万円でございます。

次の39ページをお願いします。10節 需用費の支出済額1,565万8,784円につきましては、医薬材料費の1,441万2,430円が主なものとなっております。

続いて、同じく39ページから40ページにかけての12節 委託料でございますが、支出済額2,985万4千円のうち、2,945万8千円につきましては、診療所に出務いただく医師、歯科医師及び薬剤師の先生方にお支払いした経費でございます。

そして、18節 負担金補助及び交付金 支出済額624万2,399円の内訳としましては、圏域の医師会等に対する休日急患診療所調査事業費補助金が593万円、また施設での電気や水道代等を負担する施設維持管理費負担金が31万2,399円となっております。

次に、同じく40ページから41ページにかけての2款 公債費と3款の予備費ともに支出済額が0円となっており、予算現額の全額が不用額となっております。

したがって、歳出合計につきましては、42ページの一番下段に記す予算現額の計7,676万7千円に対し、支出済額が7,457万1,153円で、翌年度繰越額0円、不用額219万5,847円となっているものでございます。

続きまして、43ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額1億

2,625万5千円から歳出総額7,457万1,000円を差し引いた歳入歳出差引額は5,168万4千円となり、翌年度へ繰り越すべき財源が0円であるため、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の5,168万4千円となります。また、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は0円でございます。

以上で、3定議案第2号から第4号までの一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての説明とさせていただきます。

御審議のうえ、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（尾花 功君）

： 続いて、監査委員の監査結果の御意見をお伺いします。佐向監査委員。

監査委員（佐向弘充君）

： 監査委員の佐向でございます。令和5年度の監査、決算審査につきましては、去る10月28日に西牟婁総合庁舎において溝口監査委員とともに監査を行いました。それでは私の方から御報告を申し上げます。

恐れ入ります。議案書の44ページをお願いいたします。令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書。地方自治法第233条第2項の規定により提出された令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び関係書類を審査した結果、その意見は下記のとおりであります。記。1 審査の対象につきましては、記載のとおりでございます。2 審査については、令和6年10月28日、西牟婁総合庁舎にて行いました。3 審査の方法につきましては、記載のとおりでございます。4 審査の結果については、令和5年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び関係書類は、会計管理者所管の諸帳簿と符合し、関係諸帳簿には、予算の執行状況等が適正に表示され計数は正確であることを認めました。

令和6年10月28日。監査委員 溝口 耕太郎。佐向 弘充。以上でございます。

議長（尾花 功君）

： 当局の説明及び監査委員の監査結果の報告は終了いたしました。

これより質疑に入ります。本件に対し、一括して質疑はありませんか。

議長（尾花 功君）

： 3番 前田かよ君。

3番（前田かよ君）

： 令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算について、2点御質問させていただきます。まず1点目は、議案書13ページ18節のうち紀南文化会館運営費補助金についてですが、利用者さんから何うお声をもとに質疑をさせていただきます。紀南文化会館において必要な技術職員の配置につきまして、これまで高度で専門的な知識を持つ技術者さんの支援のおかげで、様々な催事ができていましたが、この1年間は高度な知識を有する職員の不足により、利用者自らがその不足分の方に対して、契約を踏んで舞台の技術を支援していただく状態が続いています。これは圏域の市町における利用者さんにも同じことが言えますので、利用者の立場から申し上げますと、職員不足分を利用者に負担を負わせないことを是正していただく必要があるかと考えております。そうしたことから一度課題を精査していただき、是正の必要なところは申し入れを行うべきかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（尾花 功君）

： 3番 前田かよ君の質疑に対する答弁を求めます。事務局長 清水真己君。

事務局長（清水真己君）

： 紀南文化会館につきましては、当組合と和歌山県が所有者となっておりまして、田辺市に管理委託を行っており、田辺市から指定管理者に指定管理を行って運営しています。当組合と和歌山県が所有でありますので、利用者さんからそういった声があるのであれば、田辺市からのお話を聞いた上で検討していきたいと考えます。

議長（尾花 功君）

： 3番 前田かよ君。

3番（前田かよ君）

： 同じ紀南文化会館に関してですが、田辺市が行っているONE未来デザイン構想において、紀南文化会館の改修が予定されています。それにプラス旧市庁舎の跡地利用についても、協議がされているところですが、今後旧市庁舎の工事が必要となった場合、休日平日問わず、工事の音が紀南文化会館ホール内にも響くということで、有料、無料の催事に関わらず、このことについて注意をいただきたいと思います。これも同じように圏域の組合として、田辺市の方をお願いをしていただくことが必要ではないでしょうか。

議長（尾花 功君）

： 3番 前田かよ君の質疑に対する答弁を求めます。事務局長 清水真己君。

事務局長（清水真己君）

： 先ほども申し上げましたが、紀南文化会館は所有者が当組合と和歌山県で田辺市に管理委託をしているという状況です。旧市庁舎を含めた一体的な改修ということで不便をかけるというお話しでしたが、どのぐらいの工事でそうなるかというのは今後の話しですので、田辺市からお話を聞いて対応できることがあれば考えたいと思います。

議長（尾花 功君）

： 3番 前田かよ君。

3番（前田かよ君）

： 議案書の10ページ議会費の10節需用費のうち食糧費6,490円についてです。これは皆さんの机の上に置いていただいているお茶代だとお伺いしていますが、これまでの慣例で置かれているということです。長時間であればお茶が必要な方もおられるかと思いますが、この議会の会議時間は非常に短いので、今後はこのお茶は不要だと考えております。今後予算を組む時の検討事項にしていきたいのですが、いかがでしょうか。

議長（尾花 功君）

： 事務局長 清水真己君。

事務局長（清水真己君）

： 皆さんにお配りしているお茶の購入についてです。組合議会は、通例は短時間で終了しますが

審議の絡みによりどれぐらいの時間を要するのかが分からないところもあり、審議に役立てばと思いい用意をさせていただいています。今後の予算編成において考えていきたいと思いいます。

3番（前田かよ君）

： 今見渡しても飲んでいる方はおられない状況であることもお知りおきいただければと思いいます。是非御検討下さい。

議長（尾花 功君）

： 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（尾花 功君）

： 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は一括して行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（尾花 功君）

： 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております3件について、順次採決に入ります。

それでは、3定議案第2号「令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算」について、お諮りいたします。

議案第2号は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（尾花 功君）

： 異議なしと認めます。よって、3定議案第2号は、認定することに決しました。

続いて、3定議案第3号「令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算」については、お諮りいたします。

議案第3号は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（尾花 功君）

： 異議なしと認めます。よって、3定議案第3号は、認定することに決しました。

続いて、3定議案第4号「令和5年度田辺周辺広域市町村圏組合田辺広域休日急患診療所特別会計歳入歳出決算」については、お諮りいたします。

議案第4号は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（尾花 功君）

： 異議なしと認めます。よって、3定議案第4号は、認定することに決しました。  
以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。  
他に発言、その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（尾花 功君）

： それでは、これをもって、本日招集の令和6年第3回田辺周辺広域市町村圏組合議会定例会を  
閉会いたします。  
御苦労様でした。

（閉会 午後2時46分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議会議長           尾花     功

---

議会議員           溝口 耕太郎

---

議会議員           廣畑 敏雄

---